勧孝[illegible]乾

第四

16
和書門
類 三五五一九
號 一七一
函 二
架 二
冊

内閣文庫
和書
類 三五五一九
號 二
冊 二
架 一六函

内閣文庫
番號 和 35519
冊數 2（1）
函號 163 16

史 一八

綴じ部（喉部分）の文字など開きが不鮮明な箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

尹豊公御記

永禄五年　四月

晴右公御記

永禄八年　七二月　三月　四月　五月　六月

同　十年　十月　十一月　十二月

同　十一年　正月　二月

同　十二年　正月　二月　三月　四月

晴豊公御記

天正六年　九月　十月

同　八年　二六月

日本政府図書
平氏文庫
内閣文庫
日本政府図書
86
国立公文書館
National Archives of Japan

長寿院内大臣尹豊記

従一位藤原朝臣高顕 著

永禄十二年四月二日

卯時ばかりに右大将のこ事の事仰せ出されしまゝうつす申つけ候

やましきいゑの人もみよしおもしろうしんに申しもろしとみすの御扉

んいそしは筆おはりまさる出さるゝおりしのあうやくあ

諸大名にあるがそれ弥々出の事もてまつり候

めでたくとおほせめしくいいんとよう右申す申しつけ候

申つけいてよろこびおほせめしいた人をさらい左衛門督

今度の義とおほせ付けられ何々候し 仰せ下されし

同　十年　四月　二月　三月　十月

同　十三年　八月

同　十八年　四月　二月　三月

之旨申与一位之内へ
禁裏御料所小野庄之義、管領封宇津寺之郷
村入人之所違乱ニ彼是事、條前ニ入武士手候
堂之拝目了、勅詞彼致申来候之旨、退競望抑急
度之所有之可被成、異議無之、安房守ニ掛下料所様
注路寺可被仰下旨、被仰候
四月十一日　勧修
侍従左京大夫入道殿
然　禁裏御料所小野庄之義、安房守書之、御上之義
以被仰出候之旨、領知事、所務之儀候

四月十二日　勧修
布施　注路寺殿
小野庄宇津競望之旨、蒙左京大夫入道ニ可
申出者也

高壽院贈左大臣晴右記

永禄八年二月

廿八日 天晴 今日大徳寺怡雲和尚年頭之御礼参内 権中納言

上引合十帖御扇 将軍家 西園寺 中将

三月

御永禄八三 十三

二日 天晴 自元應寺御受戒之事被申入之

十二日 天曇

[illegible]

[illegible]

[illegible]

も御いてんまいらせ候 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible] 中納言殿より

「山文十」

[illegible] 山科殿 [illegible]

禁裡中将殿 [illegible] 重 [illegible] 被 [illegible]」

十四日 天晴 今日将軍家勧修寺 [illegible] 元應寺 [illegible] 受戒

之事 [illegible] 被 [illegible] 來廿日 [illegible]

十五日 天晴 将軍家自勧修寺帰 [illegible]

廿八日雨 今日将軍家本宗参詣

四月

二日天晴 大聖寺御承院 禅師号 住持来由

五日雨 今夜 長橋局盗賊入 女房之道具 持去

六日天晴 錦山之儀 再字上之御所 依召 静斎可 長橋

局 於西丹書之儀 望之 御出以 勅許有之 禁裏御修理之

儀之御奉書 到来 折紙案文

禁裏御修理之義 度々之御断処 遂其無依急

度可申付之由 被仰出候 恐惶謹言

四月七日

神田四兵衛尉 豊秀判

鴨之社御中

禁裏御修理之義 去年度々之御断之処 無承引 是

非之義不及申上 去年無作 唯今上御出之条 大社

中江急度之御断有之可申 人数次第之御所之一両年中

望之義 被付 此者可申者也 恐惶謹言

四月七日

神田四兵衛尉 豊秀判

賀茂社 神主殿

七日天晴 南通鴨下上 今日下向云々 元応寺 住持 叶三歳

参内

九日雨 御出立 在宿 右衛門佐宗 美濃守 同子 宝珠在馬尉

中大の按察申也
十一日天晴 兵部大輔より [illegible] 十二月まて
御申之
十二日天晴 禁裡御門書写之 [illegible] 山科七郷に 十八 北
南無申也
十三日天晴 鶴 上に沙汰之 [illegible]
御永禄八 四十六
まいる人の御ふせ [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

御めし [illegible] おほせつ事
られつ [illegible]
[illegible] 人 中書 御製 [illegible]
御永禄八 四十六
まいる人の御 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible] 一人 [illegible]
中 [illegible] おほせられ [illegible] つけられ

了為如何ニ存候やとし

今日申刻　中御門へ

然ハ禁裡御堀之儀并奉行御取次ニ而御指図

之処摂州表御取次之者御書付急度可申付候

可然様ニ御申可被申入候由申伝候

四月十六日

神田右兵衛尉

豊秀判

鴨　禰宜

当番　神主殿

十八日　天晴　無量院より香衣之御伝文　綸旨被下候由

ありや来　則調遣いたし候

十八日　天晴　禁裡御堀之儀ニ付　当町中より八坂社へ伝達之旨ニ付　御請申也

下鴨より八坂之伝達之上　明日可差出候旨申也

廿日　天晴　今日禁裡山科御堀御門御普請ニ付　急度申付　即人足皆御差出

禁裡御堀御門御普請ニ付　急度相勤候様申越候　御承知可有之

遣之　右御達之急度可申付候　然ル上ハ付御承知之上　可申付候

下鴨　神主殿　御返事

四月廿一日

神田右兵衛尉

豊秀

呈上

当番　御中

廿二日　天晴　禁裡北御門番ニ付　山科より申来　尤此方之

出京可申也
廿六日 天晴 高月 慧猩 叶堪 不可也
廿八日 天晴 今日上様 御代始 慶賀 人數 左人 參也 相續有
章年卿 出申也 自院 御使 加賀院 香取中來 一疋之
有之 青十八日 方之 被申出 金剛 經青 調進之

十一月

廿日 天晴 實家 落 御使 華盛 来也 申次 伊勢 加賀守也
二日 天晴 梶西 法寺 長老 之 使者 來 是非 御 今度 西
人香取 中之 條 西法寺 上首 之 有 出 御 此方 申次 之 義 有
十五日 申出 之 條 剛 香良寺 之 使者 正法寺 主人 此方 申次

昔 壽因 之 折節 入 申次 之 事 有 此方 可申 出 申也
七日 天晴 去月 様 之 条 御 延 能 有之 也 伊勢 觀音寺 叶 屋
數 茶 廿袋 慧猩 之 進上 之 私 之 荒 數 十袋
九日 天晴 叩 左 立 去 官 館 御 飯 御 之 二 道 之 正 法寺 僧
指 樽 一荷 御 茶 食 籠 指 樽 被 申 次 之 事 之 被 申 持 參 也
三好 左京 大夫 日 左 馬 數 入 來 各 出 方 指 参 也
十月 天晴 壽因 寺 同 正法寺 参 因 申 次 屋 持 之
十三日 天晴 自正法寺 一束 一本 進之 日 社 神主 一 官 之 以 札 三
合 三荷 進上 申 也 私 之 十 疋 館 代 等
十五日 天晴 伊勢 上人 自 安藝 上洛 之 由 樽 代 二 千 疋 持 參 也

廿五日天陰四時分 将軍家ヨリ三荷 太刀馬代取掛
将軍家切腹 同慶壽院殿自害
廿六日天陰 禁裏ヨリ以日向守三荷 採解申之 中坊度宰
相也 同名勘解由 藤宰相 両人方卿ニ也
廿七日天陰雨 於慈恩院少将殿生害
廿八日天陰 大徳寺入院ニ勅許 以長橋披露
廿九日天陰 大徳寺住持綸旨 竹田ニ而相調遣之候
奉書二通 奉書二通 書状 両通 同奉書二通
六月
三日天晴 座家ヨリ左大臣上卿之事 頭中将 中納言 不及申也

七日天晴 今日伊勢守所ヨリ 此中猶広橋 鳴音之由 在之旨
以前御寵ニ処 是非法楽之由 方卿ニ申 広橋 折紙 以此申候
此中猶庭槻之 鳴音之由 世上其所法之由 雖有申
禁裏奉書 在所法ニ而 此儀可被仰出候 以前可申也
六月七日 晴秀
伊勢加賀守殿 中山新
今日座家ヨリ陣儀ニ 上卿山科 奉行 頭中将 座田
八日雨 今夜室町 将軍家葬送
十日雨 天王寺別当之儀付 日野 在之 女房奉書 之由
如件 ... 使 ... 以御返事

廿日面韻半叶番　奉小野に、下され候由被仰出し

夫去年一はなくのまゝうけ給候に、しかれ共に下んとて、藤原

はゝゝし　寺よりこの事　事件にあつかりしの由、候

其方も、いつれ一方にて事ゝ先に陳し候て　使者にて申せしまゝ

むかし之入道之のとしまての事ゝなり候さても申入れ

てまいらせ候

去月廿日事在京の事ゝはまさりいまだ仔細言よ

うけたまはり候

御申条急度可申付候　叶番申ゝ土御調様候

出来候事　仕候ハゝ申付て被成候よし可申候

宗慶自筆書状候也

六月廿日　　　豊秀

西―殿

廿五日　天晴

廿六日　天晴　小野　叶番宿大童也　同前女房奉書有之

廿七日　天晴　安藝守ハ上洛之内ニ参着也

七月

四日　天晴　三好左京大夫　天王寺別当職之事、此度禁中より被出之

書之、今年一乗院門跡園城寺大寺　天王寺別当職事

厳重御沙汰之處　即御申也　仰付之處　七招新上洛候也

十四日壬辰　竹證之儀　申上申也

永禄十年

十月

十一日戊戌　今日為勅使西国へ一位罷下訖　於若備藝ヶ条

尊立申由　以長橋局披露之処　晴秀ニ申御申定　如例年也

あすすへきよし　一かん中納言にかゝるへきよし申

の事　忍へよし　よし申

ふしんなる事　いたうの

以長橋傳奏之　御存分申由　御社ニ入候

十五日壬戌　為御代官　参御申之人ニ入也　此段也

廿一日戊寅　庚申　以長橋　御修理料之　要脚　披露　申候

権中納言

廿四日　天晴、右府之気万里小路亭ニ罷出、中山大納言へ可申由申候
上意御出ニ而被申候、然者今日御礼之儀結構申候旨、新大納言亭へ罷出
梅宮内卿兄ニ寺家へ申遣、懸銭之事元申候由申来
廿五日　天晴、関白殿御学問ニ参、広橋祠堂料之事、八幡領
諸役免除之儀ニ付、宮内卿申次、修理料之事被申候
相談可有之由申候　恐惶謹言
十月廿四日
上月木書
伊賀守
秀長
宮内卿殿中山殿申、折紙遣之
高山安楽寺、就之子細、太刀一腰持参

廿六日　天晴、叶堂安居院参、白川ゟ参、安楽光院使来、白川
参、中山大納言、六郎右衛門、折紙書、前宮内卿へ参、新大納言
勧修寺殿中将参、今日勧修寺宮内卿へ申遣、下御所ニ参
天満安楽光院申来、長橋局被申、使者来申候
廿九日　天晴、廿二日之叶堂安居院参、白川参、安楽光院参申
長橋局へ参、宮内卿方へ参、大外記長橋局へ参、宮内卿へ申
修理職之事、宮内卿申付候由、宮内卿申遣
晦日　天晴、近衛殿へ参、伊勢兵部卿、若狭局参
宮内卿、御風呂へ参、一、今日参内申
同、勧修寺殿へ参、以前之事不申

我らもありいせのりしかれ人々も又は御目ありしかなかまいり候
しまゐも殿下へ参りし玄仍法印同道 摂津殿で晩に御帰候
其後我ら我等を紹巴 昨日之 上八條殿へ被参申候御返事候

十月

一日 天晴 妙法院殿へ目出度院御参 かし紅葉申入 人々参候 一荷
ふ種 御遣し上以て 長橋 披露候申候
三日 天晴 今日 当国所々へ也 山科同道申し則 予方以紅申し大徳
門跡へ入道所々也 日社中大徳 所方中御 奥山何某参る
六日 天晴 殿下へ以申し使参也
七日 天晴 摂殿下より 使者乃使来也 [illegible] 摂津 [illegible]

使にも参候 [illegible] 参らる [illegible] 被申候 [illegible] 袖候
に以人申す 花頂 [illegible] 披露候 [illegible] 使者 [illegible]
に処 申し 披露候 [illegible] 申す 以 [illegible] 候 [illegible]
摂津 仁斎 [illegible] 則殿 [illegible] 殿下の [illegible] 摂
津 披露 [illegible] 又 [illegible] 殿下へ [illegible] 摂津 披露候
八日 天晴 [illegible] 殿下より [illegible] 使 [illegible] 摂津 [illegible]
可 [illegible] 殿庭 [illegible] 名 [illegible] 世 [illegible]
[illegible] 上 [illegible] 紙 [illegible] 大 [illegible] 摂津
[illegible] 使 我 [illegible] 申し 日 [illegible] 我 [illegible] 申し
我 [illegible] 進 [illegible] 使 [illegible]

まいらせ候て、せんえの事、[illegible]いかにも[illegible]候、[illegible]
二十三日、[illegible]八日[illegible]之[illegible]、其外夜[illegible]又[illegible]之[illegible]
其儀[illegible]ハ[illegible]二[illegible]、夜[illegible]一[illegible]上
[illegible]紙[illegible]大[illegible]使之
十日、天晴、[illegible]相[illegible]、[illegible]
十一日、雪、為[illegible]使[illegible]以勅書[illegible]
[illegible]勅使[illegible]上[illegible]
十二日、天晴、長橋[illegible]丹州[illegible]我[illegible]進[illegible]
一条[illegible]則之[illegible]
十三日、天晴、卯[illegible]、[illegible]真[illegible]

当年無為之儀、経国錯乱[illegible]静謐
[illegible]雖[illegible]使[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十二月十三日　[illegible]

河北内匠助殿

社家右近殿

[illegible]

卯刻[illegible]、田新左衛門[illegible]
[illegible]入夜自[illegible]

菱岡之使ニ其筆記十首ヲ披見セシメ給、御帰ノ時先返ス
使節ハ事因テ返却也
十四日 天晴 殿下ニ出仕 使勅書持参申之 則御請被申
上ル 叡覧ノ為ニハ勅書并案ヲ御請ニテ入御 能名
仰聞セ置之 以後ノ儀尋之上 上意ヲ以聞之人為召 可申旨有之
会ス 寺社奉行被申 殿下ニ出仕之 以為返事 無稍千遍
上ル 叡覧被聞召 即中人被返
十五日
十六日 晴 伊勢新嘗之儀 参勤 即申之 以外記康雄申読
十七日 天晴 伊勢加賀守 直助 外記召寄 尋問 申読

十八日 晴 供御 御拝 而参 有 青蓮院出之
十九日 天陰
並初供御 御拝 不遂事 一篇云々 彦 帝中御 白期悟
金吾召加模 以駒合宮 御拝也 由申房 在之年
雅州方 被申 之 被仰 之 之 候
廿一日 晴秀
福寿院 来
今日 吉田 所 以御事 則 申之 御和調 館
此時公用 了 并 筆 若州 以所 出用
下 到 此日 新 大 保 之 御 之 用

永禄十 十二月十七日 晴秀

庭田殿

明日者早朝参上候、何篇之事申付可然候由、別而
御馳走候、禁裡御修理方之事、今度奉行被仰付候、
然者日次之事、可被勘申之由、御局迄被副申候者
尤候、仍御修理之事、且又可申付候由、可然候、
右之趣、可令披露給候、将又此段仰候、
来十四日以前之事、在京人衆以下
去国此者、可有御沙汰候由、能々可申候也、
恐々謹言

伊賀守殿

禁中御修理日次之事、可被勘申之由、被仰下候、則陰陽頭
勘文如此候、可被申沙汰候也

御修理之日

今月廿一日　癸酉　時卯

廿七日　戊寅　時卯

十二月十日　辛卯　時卯

十二月十八日　従二位有春

去秋被遂申入候、仍当年中御修理之事、一段之雑
調可有御申沙汰候、且早々被申付事候、御馳走候

乙丁者の依法ノ出事不分して事不叶也不及是非
以去上下々之由申了
菊亭へ同上申遣　但加
被申談了然者事之以談合当用被申之了者也ハ
此由申入之由安禅寺殿へ申入了
（契約延引之）伊勢新協了年来久人之為二百以康雄送之了当日返礼也
十九日　天晴　今日殿下へ参入戦歿去之事（上ヽ）ノ以勅文事案事人衆
中山大納言　山科　晴季　勧修寺　右中弁（呈）
四辻新宰相　烏丸弁　正親町中将　右大弁
白川　侍従　其外殿下以後居之

殿下三月一日大乗院中陣八月八日事子の様躰下知并先方寺社已下
被官之旨見者山科中納言之奉被遣了返云々我等一両日中者従禁裏勅
書以（被）勧修寺右中弁可被遣由取成（中訖）候然者大野之禅以山科中納言
返答被成候云々丁子以中大臣参勤事者則前者雑候之旨
高者并無之事不審也
廿日　天晴　藤宰相来彼殿下より之雑説申之　安禅寺殿へ参也
申之、極楽寺方ハ申付也申遣之　鴨上侍従へ申以長橋
窺申之處尋申之　大者知足院御返也
廿一日　天晴　鴨侍従参　鴨川折紙事也
当社傳奏　中御門之處早者加能者可被申者知

宜被申上候也、恐々謹言

十一月廿二日　　　比賀亮大輔　秀長

鴨　加茂　一社中　御方

後名義殿之事有自殿下被仰候旨承之処、随経年度、以前々
旨申之由、委細承之旨、別紙之、殿下已御對面、承諾解、殺生禁断、左大将
度毎之難申之、先年々の事以意見、言申之、猶以紙面
之之旨来可如語言、随大本御局御意之、別紙有之、旨々度々之事
今日兼右つゝくて可有之故、同局へ之由之処、以後之事、別紙今度
度々之由、以之旨、自前之以使可申旨、狂以前、宜承、局之処也、度
之事、猶以之由、任之事、能々申入之旨、右之旨申談、也、安全年之事

殺生禁断之事、ゑへくの義、被申達旨、別紙被申候也
廿三日、左府名義度、今日叱在所々遣畢也、自殿下禁断紙以遣
藤原別紙披露、以　伊勢守将軍家日以使荒川
治部少輔上洛之由来之、今夜叱方叱所へ局来之、叱精進
上申之二封二通、新大納言殿へ一封遣之、嘉例之由
禁裡叱倉女房へ、傳奏ニ被来之
廿四日、天晴、今夜自三条殿、叱局叱参、乃意之名義度、兼以荒川
伊賀振舞叱申、平伯之度、名義度、安意致、平之所存、文言談之
断之次第以、宮下之由請、叱至国々、為之意之事之由被仰遣之由
叱来由之由、傳奏中之之之所存、禁裡、矢口両国之一之、將軍家

同前之義ヲ以頼ニ罷出、下書ニ歌書之返事、仍作事頼ニ被越候
廿五日 大雪降、蒲州 伊賀守方へ来翌日ニ而返事出申候、名義合点
返事之、新使儀可然、是者使重而可申旨、委細方申遣候
廿六日 天晴、篠田可為義来、松寮 蒲州 役加ニ而来、廣慶院等
ニ操辞、不相事、戸部合ニ而操ニ申遣、南へ下向之
鴨祝傳奏ニ社之来、称代捐来、同社務社家一荷

十一月

一日 雪降、篠田之所、御所へ請取之、山科之長井ニ申遣、万更無之
五日不申候之
二日 天晴、御所今日山科より三百疋捐来之、松室日能理ニ而申来

三日 天晴、蒲州より書状出し、安梶より書状来
四日 天晴、御所中務ニ立部右郎ニ之御所役局より可申
七日 天晴、御所出、安芸職事へ持参、遣卯刻安梶所
書状以長橋局ニ被申大宮出之、泉涌寺
社来以返書之人、松代ニ平出、某来鳥取庄御所二千疋之返之、私
知行分六石之来之、鳥取庄御所一拝領申之、一位書状来
八日 天晴、鳥取庄御所来由被申請之、無官遣之
之鴨之無官職之事、有知分遣し、日位可申之
九日 天晴、蒲州方安梶来之、無官職返書来之、自雲来
十日 天晴、大経師請取、書局より可申、可申入

大事にし事ハ下されてこそ申候由はいはれ候まゝ

かしこまりてせんかたなくへのよし申候

今日小御所にて中納言とのへ

世上のさたにしもおもてむき申候やう被申候

十一日天晴 万里小路へ以使者大経師詮房事可申入宿所也

一使者事ニ於仕 為申入事処人々承申届被申請

十二日天晴 万里小路来 大経師事頼使者 詮房事申付可申也

十三日一庭 経世卿申被成 以承事申 被申出候 御一覧申候

且是也 大蔵卿 御使 中山大納言 甘露寺大納言 万里小路

大納言 山科 晴秀 藤宰相 右大弁宰相 新宰相 同道

甘露寺 中山少将 庭田中将 姉小路 藤宰相

此人數 相伴也

大経師詮房〔昌〕尊之事 十月七日申出之旨 今日宣下被成候也

同雑掌書状之事 万里小路〔へ〕遣之処 十日晴 一覧候 十日

大経師之事 甲〔申〕撰〔拝〕光信〔借〕先年〔前〕之一位為経中上者〔也〕

然処御使者来申 其〔其〕子細〔相〕違之 勅〔例〕之由 申出之 其〔某〕申

又万里小路申被也

大経師之事 一般〔段〕詮房之事 被申出候 今日中納言之

如此申付可申也

二月十六日

勧修寺宰相 秀長

筑後国穀物得沙汰　三十石之

十九日　天晴　曽我殿より嘉例　木冊来之

廿一日　天晴　大縫師　祈来也　甘子星　使相副来　十荷　楚樸

上御祝之入候　長橋局　祝之入候　各当年　御算書之入候

廿三日　天晴　殿下へ参　久我殿　叶書　宮々　御祝之御出　候拝

申処　荊葉　とも　此御所方之経　去儀由　申御祝師　被

宮々叶書之幸　可為相之由　殿下御所へ　葉樸人　晴右兵

れ　也　申可宮之　申入候

廿四日　天晴　叶御音　雑類　三石

廿五日　天晴　畠田々　為叶報　可申入候

廿六日　天晴　杉原畠田　御樽面　鶴より　嘉例木　十束

廿七日　天晴　喜郎に　任先々　嘉例　木進　出之　例　以前参之

廿八日　天晴　鷹祝　嘉例之　末葉出之　同氏　人宮内少輔　木

二束出之

元禄十一年

正月

一日 天晴 四方拝〻〻 被催之 中山大納言 万里小路大納言 山科中納言 等 庭田中納言 藤宰相 四辻新宰相 石井宰相 難波中将 中山少将 花山院左馬佐 [illegible] 右少弁 [illegible] 白川侍従

且蔵之四方拝如前例 以後 有御祝儀 肴一献二種

女房之人々仕等云々 [illegible]

二日 天晴 自長橋 一献二種 拝之 筆屋 社筆々 指[illegible]

五日 天晴 主文 一献二種

七日 天晴 白馬節会 一献二種 拝之 又我度 可謂言 被申于[illegible]

摂籙ハ大将殿義々被下候由 二条殿 則局へ申渡之
八日 雨 元應寺 住持職 百卜入院勅許
九日 雨 元應寺より一荷二種持参 綸旨則渡
十日 雨 名残参内 伝奏之 奏聞之 大将殿参申
為安堵 人数 下出臣局 [illegible] 寄 [illegible] 世所労 [illegible]
[illegible] 之 [illegible] 出臣之 [illegible] 其 [illegible] 左 [illegible] 進 [illegible]
[illegible] 申渡之
十五日 天晴 無例之三ケ所三千疋進上申之
十七日 雨 [illegible] 寺 住持 参内 禁裏ニ引合 [illegible] 一本進上
私ニ折代ニ千疋 持之

十六日 雪降 [illegible] 三ケ所 無例 参之

非信長也 義継 於阿波 [illegible] 三好党 [illegible] 在 [illegible] 田 書門者

十九日 天晴 [illegible] 禁裏へ [illegible] 被仰 [illegible]
禁裏へ年頭之御礼 [illegible] 入 [illegible]
[illegible] 之 [illegible] 出 [illegible] 因 [illegible] 申之
廿日 天晴 [illegible] 寺より御礼 [illegible] 十疋 [illegible] 進上
[illegible] 以 [illegible] 持之 [illegible]
廿四日 天晴 加州 [illegible] 一 [illegible] 事
[illegible] 進之 [illegible] 摂津 [illegible]
[illegible] 之 [illegible]
廿五日 天晴 伊勢加州 [illegible] 自 [illegible] 申

摂津ハ大将度々申しくて勧しまゐらする分別局へ申渡し
八日 天晴 元應寺 住持職事申入 勅許
九日 天晴 元應寺より 二荷二種持参 綸旨則渡
十日 天晴 冬残御祝言し 進上申 法印迄 大将参内
露ハ古墨様人当下申 出田局御膳 家寄ゝ参 大世 御局劉ゝ
今し 今日 寄合 進下し 御出座 上自 其者 出仕 左衛門進上男
ト申御局へ申渡し
十五日 天晴 嘉例し 三献 三ヶ年 進上申し
十七日 天晴 本能寺 住持参内 禁裏へ 引合 御扇 一本 進上
秘ゝ 楊代 二本 進上 持参し

十八日 雪降 御三献 まいる 嘉例のことし
十九日 天晴 御局姫君 御参 龍寺也 伊勢 若狭守 當
田弾正より 禁裏へ 御所領の礼に 口宣 入 申入 参
之事 進上し 御八世し 之 親者 御参内 参 上 申
廿日 天晴 何慶 院寺より 御礼 参 十疋 御扇 枚 進上 ゝ
申請 以 半 件 居 描 進 上し 参 一本 持参し 恭 秘 申 入
廿四日 天晴 加州より 半 御 一帖 御 扇 一本 藤原 事 申 参
生 回 度 進上 紙 二 帖 扇 一 本 摂 津 守 参 上 先 出
召 之 回 是 至 来 参 ゝ 也 之
廿五日 天晴 伊勢 加州 出 来 色 出 官 参 上 御 自 局 御 参

但安藤伊勢守書状之趣申来了、相違之由申付、抑書様
今日親王年頭御礼之由、大和宮御所へ被申入了、誠以珍重〻〻
中々無之、先可有御待之由被仰下了、返事之通遣了
其程ニ河州より御書被下、其使大和二人参之、庭田返事申之
私へも返事申遣了、兼而返事申遣間、御請申之
廿七日、壬戌、晴、安藤伊勢守
上洛之由、返事申遣
廿八日、癸亥、晴、当田年頭之為御礼、時分一腰被遣之了、
使者大蔵卿法印、同安藤之間ニ向之、御使者左
衛門佐也、其時罷向了、直ニ人々可然由[illegible]

今日、勧修寺中納言、水無瀬、勝豊、日野、白川、庭田持参、件
同事白川可加其近之、是又有事申也
廿九日、甲子、晴、当番ニ参、大外記官務、加州、水無瀬、桂伊予
該合ニ候、有為可然事、四条、自当田、御局伏
至長橋殿ニ出御也
一、此方之代、御前ニ参[illegible]
今日中納言細工[illegible]之
卅日、乙丑、晴、桂伊賀加州被参、該合ニ国、日野等加州候居
有春、以後一判日次、二月廿七日参之

二月

一日、天晴、将軍家ヘ日讀有参上ト存候之、去年風俗
御官職ノ儀、又以長橋掛御頼ト被申候、我等ニ申上、於御前ニ申入、水
無瀬(?)事之、仍而攝禅(?)紐(?)服ニ付、元服(?)之事、兼又宣下(?)ニ廣
橋(?)黄門(?)ニ可申旨、此時ニ申入、此方ニ可有御沙汰由
[illegible]之、披露申候、右御返事ニ申之、則馳向也

二日、天晴、御官職事ハ宣下ニ被成之由ニ付、於水無瀬、長橋伊賀之
議(?)奏ト存候、御宣下之由、此等之事可有御沙汰、同名之事ハ奉行也
無為(?)之、御官職事、中納言(?)ニ申入、陣座申付之、無為(?)御服ニ可申
可有之也

三日、天晴、将軍家ヘ参候、兼又(?)水無瀬議奏(?)也

四日、天晴、宰相殿参上ト被存候
昔天晴、御所(?)宰相ヘ礼ニ参候由也
六日、轉法輪ニ参、并三條亜相、畠山ニ所用之、則使中山
我等以長橋披露申之、只今之御思召ハ大以目出度之人ト也
可在所ニ御礼(?)之以人宣下ノ御用一字無(?)御返事之、依之而
我(?)ニ御請取ト申ハ、則御礼ト申之
七日、天晴、宰相御用ニ事有之、先所ニテ出仕申之、御悦
又有我(?)之事、然ル(?)ニ付、御向候ト申之、我等ハ無(?)御代也
披出之由申之
宰相(?)ハ辰ノ刻ニ出仕、御用ノ由可申候ニ付、我等申之

足利左馬頭義栄之

一日 天晴 将軍家ゟ白鳥有寿ニ下賜候也 於御風呂
老中職ニ謹而以長袴披露御礼 武家ゟ者 松平右京亮、水
野監物等也 是ゟ摂[illegible]剣服之[illegible]也 立文[illegible]御
前[illegible]ニ御[illegible]御出、何[illegible]ニ而[illegible]御
[illegible]衆之[illegible]候也 松平[illegible]ゟ[illegible]則[illegible]
二日 天晴 老中職之事、宰下[illegible]之[illegible] 松平[illegible] 安藝伊豆
守[illegible]ゟ[illegible] 同[illegible]
[illegible]老中等 [illegible]御[illegible]座申付之 [illegible]
[illegible]
三日 天晴 将軍家宰下之[illegible] 安藝水[illegible]披露也

四日 天晴 宰下之参之候御参
五日 天晴 明日宰下之礼 不被出候也
六日 天晴 轉法輪之家并三条等ゟ白[illegible]ゟ何[illegible]之 申使中山
我等以長袴披露候也 是ゟ[illegible]ニ[illegible]ゟ[illegible]之
[illegible]ゟ[illegible]之[illegible]人宰下之[illegible]二[illegible]之代[illegible]
[illegible]申請[illegible]則 安藝ニ[illegible]
七日 天晴 宰下[illegible]事[illegible]之[illegible]安藝[illegible] 御[illegible]
[illegible]名申 安藝[illegible]向[illegible]之 [illegible]代[illegible]
[illegible]出[illegible]
八日 天晴 宰下[illegible]辰[illegible]出[illegible]之[illegible]

傳奏之命之拝領　禁裡可遣之時新紙以下可申　長老之
時自二千疋之　今夜戌時ニ帰宅　家中等之　上卿
山科

永禄十二年

正月

一日　壬辰　四方拝あり　去年ハ為御無沙汰也

二日　癸巳　書初　御祝筆　指南

三日　甲午　三條西殿より　叶屋より（？）以御礼　鯛十枝　昆布　一荷

六日　雨降

五日　雨降

ちやくこと大すけにおいて　あひらかにおさまるのよしつきのよし出きて

またとひ大すけさまのれさまへ　まんゝ　ゝしんゝ　せきて

まいらせ候　ゆめゝゝしくおもひし　ござ候ても　こなた　かしこ

まきのをかりちらいおもしろすきうけぬれは　おもしろさまさり一
かりしこともみせしく　なとふかくかきりしらぬ心
えて　御とちかうたてまつりしこのえさよすゝしき
こはなう人ましよつきにしをかはしまのきよも
頭中将すみつまいつまりになゆる　弁内侍ゝ嵯峨のを
そひ給ひ人ゝはかえ給ひていくかたしくそうえて
まてよかさなりしのをき　昔の色はかれて　けふしけれ
列とまれも　衣み人こそよはし　花くくもころもかへし

あかしてしはし　少将内侍

大臣殿よりまち人の延　庭内事　其後御覧

むかしのこゑをたのむまつまくへのこよし　弁内侍
さらくとうちしらし
三条中納言中将絶えしとて
あさきよりつきのあとせんしのまもしくやうけ
いましみのよしうしとまえも　よしはやえて
のひらうさのまんりしうし

あかしてし夜　少将内侍

八日　辰刻　御手水　新大臣参給
十日　辰刻　万里小路より　夕ニ　コラ　ニ折　ニ蔵　御座前ニ候して
当座の御会　早ゝ　花の歌御題　後京極摂政

姫君様御誕生之由被聞召候仍為御祝儀
表祝儀ニ付局向ニ而[illegible]相應之
可然様ニ宜[illegible]之

正月十日　　信房

勧修寺殿
　　見方

誠[illegible]御慶[illegible]此等之趣[illegible]
達之姫君方御誕生之儀[illegible]
二位局へ[illegible]
詞[illegible]恐惶謹言

正月十日　　晴右

十一日　晴　御よし殿の御局より上[illegible]信長進上[illegible]　十二
この[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
十日　晴　[illegible]
[illegible]八書出ニ進て

無御滞之儀候 委ニ而相届ニ而相届候ハゝ被申聞候
可被申上候様ニ申上候

正月十日
井上左近将監
豊秀
大隆寺
役者中

去年六日参賀之節被付出来候ニ付取替合候事
難儀之事ニ而候由申上候様可被申候

正月十日
井上左近将監
豊秀
社務中
社家衆

十五日晴 三線并二月祭礼之為儀御進上候之
十六日晴 此日御覧相替之 御人数 新大典侍候 乃男女

唐国 楽器類 此方南人 に相の人々あつまり候て御届有之候
宴席 仕候十六人 御相伴有之 其上種々之御肴并之 御幸 ひとり
三々島の子卅 三前菓子 同 此方御所 へ千鶴 三々 御菓子卅 菓子 同
大典侍殿へ三々 御相伴 有職 二前菓子新大典侍殿へ 右之外 ことに十
二前菓子 御肴 人 三々 御相伴 新方より 十 一前菓子 姫宮 御所 へ 御膳
御盛 こと 此方より 姫宮 とも 申上候 御所 へ 六人 御相 所 定式 より
より 御名人 新大典侍殿 御所 二献 高国 晴右衛門 より 祇 相 文
此 御献 御盛 より 御酒より 相 大々 名也 御 拝領 同 御所 此方 御所 姫宮
二献 此 御盛 拝領 御所 新大典侍殿 二献 御 同 長橋 我等 并 一献
御大典侍殿 一献 有之 其上 拝領 常 之 御所 御 給 ひ

十九日 壬辰 大徳寺住持来由 樽代二千疋之 奉書 申理来也
廿日 癸巳 神光院来 本日 備之 御礼三百疋 入説 紫雲 十帖
一荷進上 御方御所へ 三百疋
廿一日 甲午 朝倉 御礼 千疋 来ル 度 網代
廿二日 乙未 朝倉左衛門督 并 数々 御礼 千疋 来 紫雲々
又年始 御礼 并 銅 千疋 進上 御使 丹羽 御奏者 所作
紫雲 御三
壬月廿日
泉涌寺 義昇 判
上杉 弾正少弼 并 年々
仍年々 まいらせ候 謹而 ものふのいたし 千疋 まいらせ候
上杉 弾正少弼 并 年々 まいらせ候 しかの事 めて度 候
一 年々 かしこ
又 年々 申 中納言へ よろしく
紫雲より 又年始 御礼 朝倉左衛門督 千疋 進上申
上杉 弾正 并 紫雲 祝 御 女房 奉書 西殿
一 当年 ゆかしく 候
五月廿六日
晴石
清光院
廿四日 丁酉 自大徳寺 前住 和尚 使僧 并 入院之儀 廿六日 相定し
因 入院 綸旨 早 参 上杉 御所 御礼 申来

廿五日　雨　女二の宮よりけしきもとめらるへきと申さるゝとて
れよりも申されたりし
今年中納言まいらる
こなたより見えし上の御かたへもまいらせ申しけれとも
しとみより御かへりにもよほし申させしかとも
ふてんかたしけなくおほしめして見え［illegible］
なくなくてくらし［illegible］
廿六日　雨　蓮華院入院　御礼に参る　長橋にて披露あり
新中納言　新院より　綸旨の事　題目の事　中院へ申
弁まいる　参向　綸旨の事　中院
廿七日　雨　せ若宮の御庭　かけの事　申さるゝ　中山に御
廿八日　雨　本願寺　綸旨　使僧　まいる　御礼申
廿九日　晴　右御礼　七人参　御礼申　東坊城　とも二人　御暇申
大納言　山科大納言　持明院中納言　庭田源中将　中山中将　庭
少将　餅一献　出る
二月
二日　雨　本願寺　御書　御礼申　弁まいる　明日参内
御方御所御庭　上りして　叶はす　御方　御礼申
納言雅教　本願寺　入院　とて祝　叶はぬ御祝へ　しか
御局へ

昔日 喜連寺入院新命之事、内々被申候處、可為紙
十勝進物之能度由其申聞候事、就之為之出進上
候也、因此旨可有御申入候、新法輪寺之旧
例候也
昔日 法音院江被仰含候事候之
安養寺法音院上洛之旨、其申入直奏、可被仰遣候
之条、寺以去国之折節、不仕之例可被申旨以而也
然者、仍雖輸繁以拾余才勝出班十年、進十可謂
候者、御人難筆陣可被仰候、可得其意候
二月十日
晴右

朝倉左衛門督殿
法音院上洛之事、一筆申候、仍年紀以直奏被仰遣之
条、当国之折節、無心之例、来春可被先述而
聖断之間、随分申沙汰之旨、可被仰候、被得其意
可有申沙汰候也
二月十日
晴右
前波藤右衛門尉殿
越州之事、承候条、以来得心候、仍可致直奏
無事之旨、此事、国之儀、別而可然御分別候也
二月十日
晴右

雲龍院綱者
并方来由一筆来之
十二日 晴 於禁中御楊弓
十三日 晴 今日大徳寺入院 勅使并奉行 新蔵人奉行
中御門兩人へ来二献 銚子十帖 杉原紙二束
十四日 雨降 今夜於禁中御會有之 四辻大納言 万
里小路中納言 四辻宰相 上乗院 僧正 以外 日野 盛
中山少将 中院 晴豊 為勅使 公礼二荷二樽進上之
十七日 早自西国書状来 銀子四十一筆自上候
十九日 天晴 半井驢庵 午 菜園 二百貫 持来

廿日 天晴 於御方御所御當座之 御門 二條大納言 中山
大納言 万里小路中納言 大 新中納言 予 四辻宰相 飛鳥井
目 晴豊 二條宰相 西園寺 両中将 松木宰相 中山少将 廣
橋 二條少将 中院少将 以上 新蔵人 御當座 卅首 各
題 身出 振舞酒
廿三日 天晴 為御代参 芝原参
廿五日 天晴 自大坂 伊勢 加賀 書状 上候 橋本 甘露寺
中御門 宰相 晴豊 衆 賀茂 参
廿七日 天晴 早々自禁裏 腹 前 御 延 御カワラケ二献
入 ヤウカン 被下之 各 参 候 七條 同 参

なをゝゝめてたく候へくつゝのゐにゐ越かたしれ候まし

ほかにこれよりもよろこひまいらせ候

こゝろしこみまいらせ候とりわけまし

よろこひもたしかにおほせくたされ候

なをゆきへ中納言へよく

うけたまはり候てめてたくまいらせ候

まへより申候ほとに御うれしくおもひまいらせ候

なをゝゝかたしけなくうしろみまいらせ候かしく

あくのすいにはせしま申候御まへにまいらせ候

申のけまいらせ候まへ申さへ申候

又ゝゝゝなりまいらせ候まいらせ候

けりけれともいよゝゝゝまいらせ候ほとに

まいらせ候まいらせ候かしく

晴豊

廿九日天晴 紹城越度上洛

卅日天晴 信長上洛

三月

一日天晴 當家早天之可伺候之由被仰出云々 晴季来請召也

事也 山科黄門亜相父子依召上元 権右方御所一献被下之

信長井種伺候也 権長橋御局御太刀御局進上 御太刀折紙

かうの二合まいる、長はしへ馬代千疋、長橋廿疋、長橋よりも一
献まいる、日野方御所へ御礼申さるゝ、御樽御太刀まいる
つねの御所にて御対面、千疋披露、晴右申さるゝ也
飛鳥井中納言雅教よりも御礼、披露申さるゝ、則御対面
一献まいる、新中納言局より御礼申さる、千疋、新中納言より又一献まいる
二日、天晴、結城内よりも御礼、以長橋披露申さる
御礼申さる、御拝領申さるゝ、則一献、拝領、式部卿宮
長橋まで三百疋、御礼、禅師へ御礼、六百疋、上﨟
ものへ三百疋、姫宮御方へ千疋、御つぼね
五十疋、信長へ御使

三日、天晴、
四日、天晴、禁裏西堂、信長に御礼、鳥目千疋、借用申さるゝ
五日、天晴、日野方御所へ御樽進上、海老一荷、信長進上さるゝ
六日、天晴、信長禁裏御礼、中山中納言等多他より見物、信長御礼
見来て、河原にて御礼申さる二千疋進上、禁裏方御所に進上、不残
宮仕雑掌御礼人来
九日、天晴、道臣今日御礼、信長より御礼二千疋
十日、天晴、信長御礼申さる、日野中山中納言見舞
十四日、天晴、上人寺へ参、中山にて御物語あり、同人被申、御祈禱御勅許御綸
旨をかう申さる

廿日晴 加州和歌[illegible]八山科[illegible]参[illegible]

廿一日陰晴 鳥取[illegible]方ヘ紙[illegible]表[illegible]
より二[illegible]出[illegible]

廿七日雨 鴨社河合祢宜[illegible]
[illegible]のの祢[illegible]
[illegible]之[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

廿八日晴 以[illegible]国[illegible]
[illegible]中[illegible]雑言[illegible]
[illegible]

河合社宣職事[illegible]補国祐[illegible]
祐清[illegible]社[illegible]
[illegible]

二月廿六日　井[illegible]豊秀

鴨社
[illegible]

河合社宣職事[illegible]補国祐[illegible]中[illegible]祐清
[illegible]無[illegible]雖然[illegible]

三月十四日
鶴社雑事　伺照
泰信
井伊家彦山寺殿
主祈禱依申上候所右ニ付寺社中より一日祈禱
是非御沙汰も上申付寺社御中へ遣候　今日蘇我大納言へ申達
御沙汰　内々もち御撫下中也
廿五日天陰　今月信長様祈禱ニ付奉納　進物杉原
二面十間所へ　杉原二束　鶴一羽　白鳥一　未進上之　杉原
其外一種献之
四月
一日天晴　鶴社何侯　祈禱之義　被申文被遣之

高座祈禱之義は寺社中より申出し被申候
それ以後者右之通り寺社中申候事也
其所も御沙汰有之候而ハそれ々々
上意之由中納言ニも申入候
二日天晴
並河室様御國祈禱　社法之次第　難有年之以書
被相破候ニ付御役人中ヶ月ノ日ニ星野之杢以者
御出仕候様被仰付候
四月二日　豊前
鶴
　社務中
社務かくしまつて

四段

河合禰宜職国社禰宜七里禰宜八人我者之
此代之儀ニ付　宜并其房善次者ヲ新任候者
切口理運之儀ニ候間　宜ク被成御沙汰候

四月日　　　祐盛

井上播磨守殿

此日者書状以文申上候
河合禰宜国事にいとゞ心あはれなる事にて禰宜のことなどいひ
いまさらながらかやうに申さば事ぞなどいふ事無き
又よしなしごとにていかさまにもあるべし

かなしき扇へた　　暁の夢
君もかくれおはしてやみぬ　ことのはは八重
いかにしてもさなくしてことのはをさへもかはらぬ
ことのかくれてなをかさねてかれ　又其の風体
ちかくれしもの言葉をもとへてこのみにてかくれかたち
これいかなるの言葉なるぞ　云ひし言葉かくれなむ
よしなし

文かくむかしのやうに

うきことはもとよりかくある禰宜なりける事を申さるゝ
おもひしらるるも言葉の中しばし思ひもかはりなん

つきのなかにさく桂の又いかにさきけんとはれて
しひけまさしもしえて花まさりていとし二三百のうちにま
三らはして名にこそ文國にも有来
あるときに心うれしうのちする花れも三つにしもよ
けりとせら三年ら不汚其たゝいまは三月にのこ
まち行壁に大月のしらみゆに為てさし
らくくのし
かやう　晴天

廿日未明
東寺の方に三ケしとまれるのか〻可うに中院所

まさ北の主にかのさとかに此の主にかちかの主に時
まれかと事にあ所めしくをさかすに三事ゝ
八幡のうちらに三事むに主事もとけしれ
南殿あきくこ御寺にいさうらに所也つれ
らしのし

金御中寺殿御所之
うこまうもるけかし奴東寺は三とりし
よ文らんまらくらん見てもひのしきらし
まちいしくあかの殿三ゆるのしめをく
いもしく北殿の殿三ゆるのしかいさくいし

くさきた土産よりまいらせらるゝ御さつ中山とうさいらし
よろしこのしまいらせて候へく候
晴み申
二条大納言とのゝ香典まいらせ候事揮解中庭御対面長橋にて
弁局二条中将もし御返事二条大納言とのへ御辞職所々へ申入極
新中納言とのゝ書状三條大納言ためにて入道鶴寿東坊城と申
六日　天晴
あかつき御ためし御所より土産よりまいりとくへまいらせ候と
く御きうくへ土産よれの御かへさしよつかはされ
まいらせ

今日中山中納言とのゝ
うちつまりたしけふはまゐ御まゐらせ候へは
くるましこつけいこしるうようとしへまいて
うつきん
七日　天晴
為慈照院殿御佛事今日聖忌也
度々御所へ梶井殿不参御法事にて御参
甲斐守　豊秀
刑部卿　公信朝臣
秋篠　度

此折紙通披見之上常々可被仰候其不足之即写
得其意候被雇於者老足之事者申諌珠支可斗然
条頭書之由之候由
ト此上細揚辞之永御尋之上付者於有之者申
厳重御出細細雇第之委細

四月七日
祐房

井崇右近大夫殿
御返報

きのふなるおほせおもしろくおもひまいらせ候
ゆけくのよし神事申へくおほせまいらせ候大しなよし
かまへて中絶なきやうに
かしこまりてけふはまいらせ候へくつかしく

せうせいもみてひらくいまかへ返事一口まいらせ候
うし
はなみさ

社務中書
此旨申曾謹自神方社家方家文書
知例有之由之御出之人有之其紙急度可申付
之由申者也仍執達如件

四月七日
豊秀

剣其右衛門殿
社務殿

二条大納言之家来社務之事之儀申付被申説是非不可知
披見中可申付之神方けい神方以後可令存知候也

八日　晴

福寺のつかさ春日のつかさそのかみよりの

あかそらにおもくしやましけれはまゐりしつかはしたまはし

右中弁まさ御使にて

かしこまりてうけ給はる　福堂の御かほの　春日もとの

よろつのよつけてさらし　春日もとよりなにをよつけたる

ともかすかにかしこまりは　御いとあへぬ

つかはしたるかへし　みなとこそかし

春日もとをくおかし　春日にて　御めしのしるし

みしよつかりはへはまかりそのしもとしわかれ

しおたまひかけてまかりてのし

よしにまかせ　心えにまかせてそへし

いらへ　かはらかうしてかへしつかはす

みなかへし　くはしきこゝの御てまつのりのなかく

晴雲院准大臣贈内大臣晴豊公御記

天正六年 九月

七日 壬辰 今日加茂伝奏之事御頼之 種々斟酌申 大納言殿御

出也 「コノ文アル 河内河嶋より 御樽 進上 前記」

八日 癸巳 二條殿御方北山殿具物坂迎御進上

十日 乙未 賀茂神主家 内ちこまて 御扇 大殿御前一戸 指樽

遣 伝奏之礼

十六日 辛丑 賀茂社 鴨祝職事ニ御使ニ参候

十七日 壬寅 今夜川嶋御料所中申 川嶋大和守ニ申候

遂別而 忠節可致旨 申事也 右様元之返報可申

宮二石迄、今日百甲事申候了、
廿日、壬辰、今朝川嶋千兵衛(?)但申度事有之、候即方(?)所ヘ平ニ参候
也　別記
廿一日、癸巳、今日伊勢傳奏徳大寺奏者姉(?)問、鴨奏ヲ
申候也、目録并(?)被ノ祝宣下書出、万里小路
上卿　勧修寺中納言
天正六年九月廿一日　宣旨(?)
従五位下鴨秀延
宜叙(?)鴨社祝
廿二日、甲午、鴨祝拝賀、今日信長上洛延引之、
廿四日、丙申、今日信長上洛、即近罷出之、二条(?)者ヘ其間返

甲斐迄國勅使上洛、被坐云々、即下　川嶋ヲ権ニ申遣
有之ん　別記
廿五日、丁酉、信長ヘ見舞ニ参了、
廿六日、雨降、今日川嶋社人共、遣人(?)、文、請文在之、沙汰之由　別記
廿七日、己亥、今日信長陣立罷出、即刻申也、鴨祢宜職ノ事、祢宜二
前(?)三宅(?)、傳奏右筆、奏者右筆迄、被申由、仰出之由、一ハ何ト
候て(?)の日記可有之由、入道殿(?)被申候へ、又ハ其旨申達了
ハ先(?)尋之ハ其返事
前(?)常(?)者ヲ依(?)長(?)申候、何鴨祝職、傳奏ニ被申
右迄ノ様(?)ニ[illegible]奏者ノ事ハ去年ノ[illegible]

其迄節りまゐらせ候也

進上之祈念申候事

卅日天晴 泉涌寺長老禁裏へ御出也

十月

一日天晴 夜四ツ時信長河内より御上洛

二日天晴 今日十阿弥生害

三日天晴 村井所へ参 信長事明後日出陣いたすへし

との事也

四日天晴 今日早天より信長出陣候 各いつれも罷出

おし座敷也 本甲にあまた こゝ参り 東寺まて罷出了

又長東寺より此所へ遣し陣所へ出向候て尤之者也 宗見見舞

しほうたいの物とりかゝり候へとゝ申とも候者也

六日天晴 信長より下向也

九日天晴 所いしめて禁裏へ参

十一日天晴 山崎殿所母儀上京 道殿御使 南都西大寺

別当職事 禁裏首表向中へ之外云々 被仰出 中事宗佐 （我しき ○中入）

十二日天晴 今晩（晩） 所罷之 此書状禁裏へ申候由申 中所事

中納言参上

十五日雨降 今夜禁中御日待

「（ヨ文こ）十六日天晴 川端讃岐 庭田亭へ遣 中作也」

十一月

四日 天晴 今日午刻 村井竹村二郎等我等信長より遣し子
細ハ来田庭田早前ニ郎ト 庭田ハ信長へ出京ニ我等一人之
竹村其人来 長州一人我等ニ被仰候也 上ニ一生子細之度よ
らし大坂へあつかいの事 庭田我等ニ被仰ト也と 候大坂
無越早之ト大閣ハ子細無中ニ申候ハヽ 則ハ時無越之鷺森
にとゆり

五日 天王寺ニ越 佐久間ニ罷 佐久間ニ越し罷り 陣表ニ陣
とらし大坂へ十河トハ陣表より八いつかいのよし 坂をゆきしくへ
有 勅使 俄四日あし 三所ハ々へ以後 出す子ハし 本願寺へ

天正六年十一月

まいるへしといのよしにて其時より 大坂本願寺へ 気遣ひ
まつらい 事にて其の事也 廿日ニ大坂へ 出来(さくら)候 置へ注進ノ申
し 十日 陣にて 安芸之中にて 安芸へ申ニ一のより 則 陣中への
帰者 心を遣し 此旨本願寺へ相し

十二日 本願寺より 利中也 気遣し 中々陣へし
則書 信長 抱殺 之 叩 本願寺
十六日のおりトし ニ所より あつかいの 勅使にてらくへとまりし

拙寺兼一両度(賀) 幸信雑古 十五人 并無之処 此由 御法儀
四百年 以来 先規 度々有者 不知 典座敷 御し

世者 依

天正六年上出件　光房請言

天正六年四月廿日　本山弁判

追上　勧修寺中納言殿

金地院 黄 廣高 買 事先年被成

綸旨紛失之由此度重而被成

綸旨以往諸国禅衆出世之儀理被申付

可被任御裁之由之旨御先者奉ハ十三中付

奉所宸か也

四月廿日　判

典薬頭殿

天正八年

六月

一日 三条御堂近衛村井殿御使来 紅花以後今

晩 禁裡御堂参入

二日 三条伊勢下野田門講来 由 御大庄下取紅 十疋

金三両 入魂十帖一両 本面

八日 三条下所田三条之御方御所来 十疋金三両若御方

十疋二分 大方より右兵衛佐御礼友盛より銀子三枚

禁裡親王御方江二枚 書出広橋江一枚余三枚 入見

丹後守 妻方一枚

天正十年

五月大

一日天晴 當日之儀御見舞参入目禁裡仕合御物参候

二日雨降 丹後守文字持之蒔絵御祝参候 御座敷まて二

条しんいの宮殿 御座敷也

三日天晴 二条御所 御見舞参二条殿光豊同所参候

御供申し 御扇進上 今夜禁裏 御見舞参了

四日雨降 今日 千秋万歳参也 御祝参し 御座敷にて祝言之 事

各方衆へ方 吉方春日則打并上ヶ中着あり 明智衆

備前衆へ参古進也 六甲子座 御あたゆし 参上参候

無量院殿御出方二荷知事之代ニ而御座
五日　晴　今日二條へ御加番ニ而参る
六日　晴　觀音御参　寺社成戸御参之
七日　雨　猶事ニ付用意ニ而篤之申之御手申候　禁裡
御目見ニ付昨日今夜御暇乞御参御門ニ而院様へ御伺
拝領之
八日　晴　今日聖護院殿参内御使　御出方二荷之禮
拝領申候　則日御参之　妙法院殿御参　田中殿
十日　晴　当日二條御所ニ而　参賀　御剣より参
十一日　晴　明日は姫君御安産之處無事ニ而之二度之候也

御よし申こし候也
十二日　晴　昨夜御出ニ付御衆十人拝領二度ニ而御目見　参内
御参之　禁裡へ御出方御鳥目廿疋宛くハ被下
歌あらし御方御伺候御やくそく二通り二首
月しれくおもひそすし
あらし度　　　　　諱
雑掌より御同廿疋宛安否を　寺領寺より使　右御出迄
十二日　晴　名残大納言之旨披露則御許之　少方二条
御見舞参之
十三日　晴　二条御殿御出　参詣之　御目見　参之方

基熙朝臣参也 大高[?]二條御振舞了

十四日 晴 早天干時見舞二條殿へ参也 一昨日者所労之由承候也

御人数 親王御方 若宮御方 聖護院宮 飛鳥井 持明院

源中納言 余 広橋 坊城 四辻文字 竹内 六條 西洞院 左衛

極﨟 中山文字 藤 講師 頭中将 中山 讀師 四辻大納言

発聲 飛鳥井大納言

十五日 晴 今日寄二條御賀之畫伺候申 親王御方七郎

成御 御遅遅也 三毬打三本之 御上しと

寸紙ちゆうこうもとより上けし ゐんてこちうくわし

あかにて 夜 御局より 恐々かしこ

十七日 雨 大徳寺より参也 禅師并東堂入候也 長老座侍也

嘉例の御礼一束一巻 禅師の御礼 大きなる長老又扇子 御手あて

参也 御対面 御盃被下[卿]之 村井新蔵 ちようす候て 禅師より通

申之 今日者も参之 乞元すし 扇つかわされ 二本まいらせ 右上卿

長老二十疋書出 於中将中山 長老五十疋 又ハ入候て使二十疋之 侍

長老一束一巻 此方扇両 長橋局へ一束 扇両之 於雲果

に千疋

十八日 晴 三毬打有之 大雪十度まてうつし 朝间より

十九日 晴 基熙御当座伺候也 講師 飛鳥井 [坊城]頭弁 讀師

四辻也 発聲 飛鳥井大納言申也 二條大納言 讀師也

出見候事全中山ニて申候
廿日 晴 今日雛賀より御使者来候 米騒河ニ申府年頭御
礼 禁裡へ十二月御成の節ニ来ル同法橋 御吉信と
して去ル丑年少進 局より遣申候 長橋より中ノ
書申一献 [illegible] 書面ニて申ハ 古新年 [illegible] 申出候
之 今度長橋 [illegible] 遣し 下御所 遣
年頭大法 [illegible] 二尾 [illegible] 手箱 御吉信 去ル 其外
[illegible] 門跡 [illegible] 錦十把 少進 二百疋 太夫 [illegible] 人
錦五把 少進 二百疋 女房衆 [illegible] 百疋 少進 [illegible]
橋局 [illegible] 代 二百疋 今門跡より 錦二把 少進 [illegible] 二枚

若狭守 少進 三百文 [illegible] 錦二把之
廿一日 天晴 雛賀殿 [illegible] 招之
廿二日 天晴 右同廿進 御使 [illegible] 参上 前右府 [illegible] 気色
[illegible] 法橋 [illegible] 法印之 [illegible] 全快之
右御礼 則 [illegible] 其外 辞退之 [illegible]
の義 法印 [illegible] 則 [illegible]
書状 [illegible] 二條御所 [illegible] 入 中山中納言 親綱 [illegible]
御請 [illegible] 如 [illegible] 法印 [illegible]
して [illegible] 二條御所 文 [illegible] 禁中 [illegible] 法眼
天正十年十二月廿日 [illegible] 中将 書出 [illegible] 法印 [illegible]

正月廿三日己亥、出頭村井也、今夜信長より
鷹乃鳥鶴到来之、村井為使也、今中将(?)被遣之、
長橋局へ一献ニ付而、其次二條殿御書被成(?)
条、御書出之、
廿三日、雪、雑掌為見舞下向(?)、餞別種々遣之、鶴之二、二條御
所禁裏より被進之、今夜二條御所へ(?)参之、其後(?)
の柵(?)進上申之、御里(?)御所へ届之、
廿四日、雨、鶴一ツ村井遣之、
廿五日、晴、二條へ加賀為伺候、村井罷乃(?)祝言(?)
廿六日、雪(?)、村井出京(?)、雪中御見舞(?)下向(?)由申(?)、人参之(?)

新大典侍殿(?)より禁裏へ(?)…御座之由(?)
成(?)…
廿七日、天晴、二條御所、長橋殿御(?)…
廿九日、天晴、二條へ参(?)…
卅日、天晴、二條へ加賀為(?)…

二月小

一日、天晴、禁裏御所参之、
二日、天晴、今日信長上洛、…御所へ(?)…
…一献(?)…
三日、天晴、土御門(?)…

閏あるつ月とは哀之 尾張の暦作りあやまりしと答たへ人あり
うたかはしく候 依土御門に少雅一並正しき南何かたなし由申
廿五日 晴 土御門殿 泰福中納言 并 中山 広橋 へ
暦事 并 並ニ種々申し 尾張の暦作りハ官暦に相違
作りし南宋ハ晴明暦也と見へ申す由言上仕りし
四日 晴 土御門殿 村井方へ参り 中山 広橋 并 暦ヲ御渡
なされ候
廿日 晴 暦の事人々にて申付候 両家ニ申上候 申上之
土御門殿 右文之御用 村井方へ参 同道ニ 付人 在所
之備 各申付 十一月 閏 御暦御渡 並ニ 中山 広橋へ

中使之
六日 雨晴 雑賀弥左衛門 廿二日 土橋ヨリ繕一郎方へ 上京仕り 土御門へ
めしよせられし人 上方ニ而 信長人数 錯一郎 信長 門跡
けいたく 上り 帰村 三十郎 積載 是非 祇園
しと 御座候由申し 右何所ニ而 如何
七日 晴 村井方へ参り 御使者之 信濃国 諏訪 并 御
長兵衛人 村井も 致参候 御返事
十日 雨晴 昨日 御伺所へ 并 御申付 御座候
十二日 雨晴 御伺所へ参り 土御門 北野 参之
二条の 御書 中山殿 右筆 各中心申し 御返事

さても□□度中御堂 其所療守事申之 在之 飛鳥井坊陣
女中衆参也
十三日 雨降 一条殿御出座也
十四日 天晴 夜中より左府御礼参 今夜天赤
十七日 雨下 廣橋黄門 同代官参也
十八日 天晴 難波より使者参之 弟駿河守所労平癒之
より南近 北方より 三把之 信長より 菊亭龍雲参
十九日 天晴 春日祭 上卿葛岡ま 西表 柳原ま 九条也
廿日 雨 今日ハ 天月まり 天向 西寺 祝也
西殿駿河 上卿也

廿日 天晴 一条殿へ御参也
廿一日 晝陰 土御門へ私ニ参 中山 廣橋 御逢之 右任丸 鶴退申
伺候之人々出座 野出之由 ... 居也
伺候申候也
廿二日 天晴 禁裏日参也
廿四日 天晴 一条殿所々 年始参人 伺候殊多也
廿五日 雨降 竹田 天神参詣 前田府 之豊参也 禁裏
御前伺候也 廿八日 参 折花 等 松 悉 一条殿へ御還
御任刻 加賀参
廿六日 天晴 一条殿 和歌 参也

廿七日 雨降 二条より御所へ 伊勢丁町田より室 禁裡へ [illegible]
三条殿進上 祈りに猶 親王御方より [illegible] 猶 [illegible] 進上 奈良鮮鯛
右 杉杭十枝 各奈良右入 [illegible] 鮮鯛右 [illegible] 卅枝
廿八日 天晴 村井方へ 御使所 信長陣へ之由 云々 [illegible] 見
奔 [illegible] 勅使つかはさる [illegible] 御 [illegible] 之
廿九日 天晴 二条御普請 [illegible]

三月大

一日 天晴 烏丸伺候 [illegible] 二条 御普請 [illegible] 禁裡御普請 [illegible]
四日 天晴 今日 路 普請 人数 [illegible] 越之 今度普請
陣之由申 人数 [illegible]

未刻 [illegible] 之
五日 天晴 晴 信長陣へ [illegible] 今晩 親王御方 二条 [illegible]
御供 [illegible] 伺候 八幡 [illegible] 御法楽 九日 百首 御 [illegible]
信長 [illegible] 之 [illegible] 之
六日 天晴　　　七日 雨下
八日 天晴 近衛 [illegible] 明日 御法楽 [illegible] 𛂦(歌) 禁裡 [illegible]
目 [illegible] 二条 [illegible] 近衛殿
[illegible] 上河 [illegible]
十日 天晴 八幡 御法楽 [illegible] 進上 信長陣へ 御祈禱百
首之下御所 [illegible] 村井陣へ [illegible]

十日 天晴 下御霊へまいり伺候也
十一日 天晴 下御所千返御祈念有之 信長御祈禱也 御撫物五大
尊院より内々申次御使有之 禁裏へ引合十帖 白銀一枚也
まいる 若宮十帖 御方御所様へ十帖白銀一枚つゝ進上 御
祈念也 二宮御祈念 下御所申次 中山也 千返御祈禱の由申
信長甲州まて入東国打入之由 村井注進也 武田四郎
三月十一日まてに上らうつけへの注進也 首注文の由也
十二日 天晴 昨日五日 甲信州御禮申候也 方々へ参
惟任光秀方より 祈念之 使人 被遣 今日申候
金山 下御所 五ヶ所 参 中村より 御礼也
去夜御所へまいり候之 名字 御所へ進候也 御感也 御供に罷
所にて 勅勘之事 御ゆるし 申沙汰也 御所へ参 庭にて 中 大
十四日 天晴 昨日 御祈禱 警固 之由 村井所より 御使進上 広橋
勅言 信長陣所へ 御使 被立 十一日 御注進 勅使 人を
上意 村井より 警固 かよひ 中村へ 進之 使人 之 早々 披露
義中納言 方より 八年 めし 首 帰 之 御礼 申也
ゝ御参 上臈 御局 より 長橋 殿 勧修寺 御使 也 此方
も 御鈴 参 候 中 披露 之 長橋 之 由 披露 申 也
十五日 天晴 館 申 候 之 十五日 御 神楽 也
内侍所 刀自 別 神 事 也 へ まいり 候 也

一まハ勢やの御まいり、殊に銘城ゟ御使、去比に長橋ゟ御文三人ゟ八
御はらへ大仕やう神事いはしまつりの事、御つけの事おやおやまいりあり
いよいよ御侍所まていはしまつり、かかりまいりて、御侍関
白殿よりおほせ、御神事の事とて御つかいまいらせ候
也、まつり別勅にて参候由也、別勅にて社頭にて御銘
祝ことにて申されて御倍（ママ）上人まいる
十五日 雨降、御神楽御所に参りて、御調進物まいりて御酒升
まいる、さて別勅めして御祝、神事ハ時分雨やみ候
まいり、罷出候て、御人まいる上物二十まいりて、まいる
万里小路とまいりて候、御まいり、事まいる

十七日 雨降、陣へ万里御下向（さしおかれ候）定而長陣也
十八日 雨降、夕晴、陣へ使者、種々申事也
御局、万里書状以御使上ル人也、人事
十九日 天晴、女房姫宮前日参内、御方御神事之大覚、姫宮
参内、（御供也）今日帰也、大聖寺へ人参、来越前十七年
之宵以之以長老を人の事来、因事也、甲州廿二日陽
廿日 天晴、下御所まて時折来同年
廿二日 雨降、万里小路頭弁、信長陣甲州に御使也
越中事御参之事、十一日者也とく、武田四郎、同太郎
世間馬数首者の事也、また御重御のあるかうら八時

是称中之首尾甘すしあり之廿七日大樹寺山峯上に来行
有之処去年ても不定方丈上云 其後参寺之 去り兄夜
廿三日晴 明日龍賀庵田中人会ニ来候之 去り兄夜
同月待方所所御成
廿五日晴 大徳寺和尚来 思之 楚程之山中一乗巻物百巻
方丈所日外也 其後参詣寺大綱云拝覧也 有贈書 大龍軒
二人ニ過之 二程一寺其外
廿六日晴 画仙師慶多飯 座日大和尚 端様御茶事之 雪芝
外ニ而遣之 則 為播其様々 今日まても遣之
廿七日晴 神光山峯 日時すくゟ上御 其後参詣寺来行

繁将方丈仲之門 方丈来行之 同寺外宮 有社一見之 正
観同其陣之事とへの事り仲ニ方丈様其後是称し宿坊
可申之 東台歌まて見物 同道 拝宗庵 是而之
廿八日雨降 方所所御番 陣中之付
卅日晴 直前 方丈道其参 今夜方丈之方外様仲日夜座候
三日夜 晴日より成之 是ニ同候 所より 方所番 弟様之 座
晴日一日より 加番方し之

十月

一日 天晴 御番伺候

二日 天晴 本徳寺轉任二樂人少将ノ事申也 樂人ヨリ合也 先

門院殿御所様鐘子十枚被下之 十々因幡国申上了 然ハ委細被仰也

今夜ノ義 諸事二千枚 羽柴方 本法寺ノ語 申廿五人樂人出ヨリ

〇月廿五人其上ニ本法寺ヘ申ハ本法寺ヘ廿五人ヘ十人ヲ佐

廿六ノ日ヨリ合有之也

長講堂ヘ主院此方ヨリ 上人拝二雇指遣候也

主卯出以長講堂仙也

三日 天晴 清水ヘ上臈 女房 ... 局 拾十枚 進之

立之拝舞之

四日 雨降 本法寺法印 樂人少将ヨリ書状有之

五日 天晴 本法寺法印 一會有之

八日 天晴 本徳寺 信長勅官 様拝申了

九日 天晴 本法寺 佛事 大義見舞 本願寺 十帖 枚

雲 ... 之 也 樂人 ... 夜降

傳 信長勅官之 勅 太政大臣 勅任 經歷也

信雄卿 大相國 一品 ... 今夜陣 ... 上柳

本所 頭中将 慶親 ... 少将ノ事

夜 ... 勅官 ... 之

今度ハ誓願寺より御ふたかけ申まいる御まいり改の四条殿
大納言にて十行寺この名も信長より成候斎一和尚名
御しまい中院改候文程申おくりに斎物おくりまいり
まいらす名も申くまいるよし
十日天晴夜前伊勢与州誓願寺の所持参候
請取候中程まて大納言参出申さる称名寺十帖持参
御本尊文ハ何方より所存出る様子程申され金光寺持参
嚢より参誓武家のまいる申され此金申さる
申より大臣より以去ハ南方へ割当席納言上下より
より長又中山祀も清納言寺より勅例おもての方へ

者より山納言御沙汰等候十一日同前申候め
十二日天晴今日より大佛寺へ参らせ道場出申され今日
轉經之時中将人申ゑ申候今夜程大佛寺
あり申し申より長様申より安様名勅定御友盛寄進様
馳走候大佛寺へ参申候三名祝儀候神國越中寺拿
者やこれまた名祝言又其名選入候申し
十三日天晴昨日大佛寺へ誓願寺より御局最經申され
東ほ使者昨日ハ罷申さし
十四日天晴今日大佛寺贈經持参ス誓願寺より一部經同親
王御方より上臈局御侍ほかより伊勢度長橋そ

外堂上各一品経也、余一部経之一品筆了、経師宗鑑へ
申付表紙之、座主渡之、已後長老へ、陣中細書、伏見殿より
御使、余同道也、
十四日、辛亥、陣中より葬礼之、高倉より三部、外葬礼へ
まいる也、二尊院へ参之、
十五日、壬子、朝早天より大法寺へ見舞、せうそく中より来、今夜
御日待、二尊院へ来、葬礼見舞、京都へ、金岡出仕、
十六日、癸丑、中山へ、八日待也、見舞也、八幡へ又、洗、本
修理亮、内田与兵衛、此因、是信もめまい、様ニ其、信長
至也、柏原施前、去力已いろいろ千人計、参国去郡去之、

十七日、甲寅、蓮台野へ、座田居所より見之、座田父子来
也、来之見之、二尊院より来、中山へ来、高倉より来、
め之見之、今夜御日待之、八幡来、来之、いよいよ祝之、

天正十三年

八月

一日　幸あまた見えしき　第(秋)也ともかくも　名ぐりすゝむ　三言事も

かりそめの十分に　深み立上にし人の心はつれゝかく月

御當座回信度　是房也　晴豊

中書御所　此方御進上いたしまいらせ候　姫宮十三　上様此方への願にて

ハらハ女中　是あ二而候(シテ)　筆十帖　杉原十帖　のもしやれ候も

かり有ものゝ　為まいらせ候　引物書也

七日　天晴　今日関白秀吉公(淀)　上洛　事ありし　遊覧也

千秋頗書　勝也

八日　天晴　今日関白秀吉越中へ御陣也　各見物すへし　也　名

摂家清花　吉田前まて見物也　見物にいひつゝ　此所

かりそめや秋の為ゝとも　いはふ　花(?)　紹巴

夕陽中も　ちらく　きのふ　月　正康

強ゝ陣中　梅香ゝ　月をさる

天正十八年

正月

一日天晴巳刻串まて関白より白庵上人使として騎馬之儀

あり馬太刀宮御馬二疋院へ同前禁中まて三献准后まて

三献長橋まて湯漬にて御三献院まて三献上臈にて

三献御局まて三献湯漬湯漬にて局衆へ小袖ハかやにて医上人

馬太刀御申次人進上

三日天晴殿下へ勅使大納言折紙菊亭宗勅使院より中

山大納言まいり

七日少雨白馬之晩夜中大臣殿まて若君御祝にて夜

中々太刀にて付也

公家御礼飯御振舞也大聖寺山本醍醐寺三人各馬太刀進

小袖一重

九日大坂より上洛

十二日御いはひにて金吾参也

十四日勧修寺長上段之弁太刀折紙礼申也

十五日御盃参候

十六日御長々礼之条小袖一重進上

十七日宗康長老より金之錦茶把進上十八日三毬打の

如今朝也御当始也

廿日　陽明殿へ殿下御申　菊亭・中山・日野・高
倉・前ハもちくせん　華院・久我・法師・土御門・甘露寺・庭
田・烏丸也　関白前ニ七ノ膳　其外者七五三也　進物　祝献
恭奉折紙二献　白小袖十重　其中ニ打ちやうこうもんとこくこくし
三献ニ金盃　宮ニ書院　宮ニ献ニ物まいる　物十　五献ニ表ノ先
廿二日　関白殿陽明へ昨日ノ礼ニ参ル　又此二百たい一ツ　御
廿三日　大徳寺萬伍玉甫参　同心徳寺参　同
廿五日　近衛殿江　女院法印　烏丸両人御所ニ御一日礼　陵御参拝礼
当日　烏丸日記中也
廿六日　准后御見舞也川ニて申し也

廿八日　禁裏より百首コアリ　碁

二月

九日　中山亭より准后御見まいニ　華院日野殿　富有
有りしにて鷹二ツ持来ル　毛利女房衆上洛ニ
十一日　毛利女房衆へ参候　二百疋　雁一　鯛十　魚三荷
十二日　入道殿より毛利内儀へ二ツ宛三荷
十三日　関白殿若公始而上洛　御見舞ニ菊亭へ三條西同道　准
后より毛利内儀へ十帖　二ツ扇三荷　陽明殿へ参ル
勧修寺代官より禁裏より　勅作十貝　三荷　勅使伴随より
望同前　勅使菊亭ニ遣之

十四日日野西四辻入来葉室藤波門跡殿下より足下無御使
之北條御陣へ御年寄ゟて持田御出之て右下宣七数之
十五日宗康同景寺田豊後守上洛前より有増南植
指揮等之家康井伊侍従在京等
十六日寺田豊後守書状 指揮代官遣指揮等具等也之
十九日午刻開方より足福寺之也寄使者准后如所也私
各被申福寺如馬寄方二方遣指揮等一献等也 八條殿
御屋形披露より美濃長法印寺披露して大覆等私
して菊亭中山大納言吉田同前假殿うつしの儀之
葉室記衆行事同前之渡御也之吉田与奇所也之等

上遷宮ありて其以外之事也昌叱所蔵下遣之て拝候也
廿日寄人ありて予拝田出逢也
廿一日内侍所圓亀の也 今日九條殿若公御首服之 御名忠榮
加冠二條殿着座右大臣日野大納言指燭勧修寺中納言理髪
中御門頭弁殿上人四條侍従園侍従西人之献こけ
うけまし 三条以拝ニ前三条殿方指賀年中任下禁
色宮下當也之職事日野弁
廿二日権少将御拝上之宮之職事日野弁三条三位拝
未刻因幡入女房衆より十帖一包より扇へ壱本也五
長寿為出来也今日未刻禁元社寺馬壱疋

三百疋　同小早川　吉川　太刀折帋　同毛利　よりも　太刀折帋
廿三日　小早川より　鳥　太刀　使者にて　まいる
廿四日　日野大納言　家康　まいらる　金子　緞子十枚　進上　佐渡
加賀　まいて　下中将　両人へ　まいらるゝ　毛利　御礼　右松山出雲守　参り
二百疋　九日より　二ノ丸　一夜　廿日　まて　くわん月　まつる　いつものことく　執　七条
上臈局よりも　金子十枚　まいる　上ゑ　より　綿五把　まいる　人
まいりや　御局　御ちや　まいる　とも　上らうより　へも　まいる　御局　御あちやの　まいる
二度　上らう　御ふし　して　まいるへ　家康　御樽　御ちや　とのへ　まいる
御ふくめ　とも　して　御ちや　まいる　への事　御斟　毛利　宰相　御礼
太刀折紙　千疋　女房衆へ　千疋　新大納言より　太刀　馬代　三百疋

廿六日　聖護院へ　東国陣より　帰らるゝとて　中山　両人へ　御まいる　まいらせらるゝ
こゝの　御すし　中山　まいらせ　二百疋　浅野弾正　あて　東国陣　まいり　年
二百疋　折紙まいる　四国所への　御つかい　今夜　御神事
廿七日　昨日　浅野弾正　陣立　四足　御前にて　御具足　まいる
まいる　御事　女房衆　まいる
廿八日　浅野弾正　出陣　四足門　前より　御立　御馬にて　まいる
勝仁　勅使にて　御局　太刀　緞子十枚　東大寺　柴
の二千疋ほと　一日　まいる　の　ことくに　二百　しも　まいる
まいる　御　聖護院より　中山　宰相　同前　女房　主殿
勝てん　廿　観音　御局へ　まいる　太刀　折紙

新門世門目前少方九さうかう子御振舞之新門より
国吉方右之錦三把かゝ上世門よりかうかう廿帖ひき合一両
候者也　今朝同使者也
廿日宰相氏田宰相出陣也予中ニ出中年ハ罷出中前見物在之候
かし華院也陣しよるとしよ当月一日魏ニ而ろうかま出座
被申之三好両吉房所へ見舞ニ罷出候

晴雲院殿内大臣晴豊公記
天正十八年
三月

一日天晴　今朝関白東国出陣也申前見物人数不知
殿下弐十万騎様子申しよ南こい見事申上候よし
候申所よこいかうかうかう事も見物しりかま事也

権大納言

二日中嶋の新門跡申来候中山門跡右之錦十把かゝ上
少之人よう井之上刻之刻被来
三日天晴参内よし宰相来見舞申候
四日陸奥守妻女右衛門督新門跡より錦太刀　替羅
進上広田海人被申請候代料之今日宰相殿右衛門督振
舞候
五日毛利安芸方へ被申候准后白福寺ニ申請候申候て在
来候五十疋之宮方左衛門督ニ申候ニ而杉原十帖准后より
福寺申一荷ニ申し候事
八日晩右衛門督門跡振舞之座田大目録大納言薩摩守

中御門 万里小路 烏丸大納言の弟 土御門等
九日 御禮 中院等ヨリ 近衛殿 被参候
十日 晴 大慈院 茶湯 振舞也
禁裡様ヨリ 御文ニテ 毛利輝元 へ被渡候 十一日 午剋
ヨリ御むし 廣首の事ことわり 被遣候 十二日 大雨 其後 ご逝去
御人すひ 中納言 ひき 出候 申 比之 御跡 存候 上京
御所へ 申 御使 近衛殿 様 参候 若 御茶 事也 南
慶長之 年 年迄 御中路 刑部少輔 留 置候 内 申出也
十五日 雨下 晴 毛利 宰相 殿 ヨリ 使 午剋
中 庵 日野 伯 蔵主 持 参 候 由 承 也

十六日 午剋ヨリ 毛利宰相殿へ 振舞 折紙 来ル
被下候 相国 寺 国司 東京 参 近 衛日 参 渡辺 参 宝戸
二十日 林肥前守 同 甥 一 同 二 人 各 相伴 之 由
以 聊 参 着 ・ 宿 仙 相伴
十七日 井上 豊後守 御 祝 言 也 禁裡 御 出 之 由
大工 衆 共 雨 中 参 十 八 日 以 上 者 也 居 ・ 也
相伴 之 相伴 小 井 手 御 国 越中 出 大 納 言 の 事 也
半 右 衛 門 へ う き 也
十八日 雨降 禁中 にて 若 衆 能 被 参
十九日 晴 伊 勢 守 殿 へ 参 年 頭 御 礼 申 上 候 也 又

右者此之冊子継目上印十六枚ニ而相一鋪捕一送

所々年月相ニ而専修寺方ゟ出候書也

十六日之状限ゟ附被ゟ閲寄ニ関日前陣方ゟ出ル状

本願寺諸神諸社日光本願寺横井君持所ノ書萬寿

天正六年九月七日天晴河内河島ヨリ御樽進上
廿日天晴今朝川嶋来候申叓有之候御方所ヘモ
早々参候也
廿四日天晴川嶋叓種々申叓有之候
廿六日雨降今日川島九人書状遣候立人請文共
有之候
十月
九日天晴川島談合庭田甘入道申入候也

勧修寺家之臣印日記世間所未見也今
借荊太和守之文人経徳之本謄写
文化十五年戊寅三月望
蕉巣　堀原景博

明治十八年四月依立入宗信借本校

然ニ出之間被書下宣旨十枚之箱一鋪補一通

扇并千加之事勧修寺殿申沙汰事也

十六日天晴院御所より関東閣関白参陣宣命御沙汰

奉諸神諸社以其叢等横并君被仰者萬事

右大臣日野宰相等参入被召御院より弁職事

差支院事何かまたまゝ者人此者院上之趣

命也乃存之者

十七日天晴御祈有之

勧修寺家三世御日記世間所罕見也今

借前大和守高文経徳之本騰寫

文化十五年戊寅三月望

藤原權少星傳

明治十八年四月依立入宗信借本校

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan